

## 国土強靱化に向けた市町村役場の整備促進に係る提言

災害発生時において、行政は速やかに被災者の救助・支援を行うことが必要であり、行政サービスに係る確実な業務継続の点からも、災害時の拠点となる市町村本庁舎の安全性確保は不可欠である。

市町村役場機能緊急保全事業は、平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓として、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建て替えが緊急に実施できるよう、新たな財政措置として、平成 29 年度から令和 2 年度の 4 年間を事業期間として実施され、多くの市町村役場の建て替えに寄与したところである。

しかしながら、新庁舎整備は、様々な機能面や長期的な視点での建設計画が必要であり、市民合意のための時間と多額な費用を要するほか、厳しい財政状況下にあることから、庁舎の建て替えを終わっていない市町村も相当数存在している。

については、令和 2 年度で終了となった市町村役場機能緊急保全事業と同等の起債制度を創設し、緊急防災・減災事業債の対象範囲の拡充等柔軟な取扱いを行うなど、国土強靱化等の観点から、市町村役場の整備促進が図られるよう、特段の措置を講じられたい。

令和 4 年 9 月 13 日

全 国 市 長 会